

京都ならではのSTEAM教育充実に向けた調査研究 検討会議 開催要綱

（設置）

第1条 京都ならではのSTEAM教育の拠点となる科学館の「使命」や「あるべき姿」、「施設のあり方」等を検討するために、様々な立場から幅広く意見を求めることを目的として、「京都ならではのSTEAM教育充実に向けた調査研究」検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

（委員）

第2条 検討会議に参加する委員は、学識経験のある者その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が就任を依頼する。

2 前項の規定により就任する委員の人数は、20名以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、就任した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（招集）

第4条 検討会議は、教育長が招集する。

（座長の指名等）

第5条 教育長は、委員のうちから検討会議の座長を指名する。

2 座長は、検討会議の進行をつかさどる。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。

（委員以外の者の出席）

第6条 教育長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者に対し、検討会議に出席を求め、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、京都市青少年科学センターにおいて行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の開催に必要な事項は、教育長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。